

# 派遣時の費用弁済の流れ！

(R6年1月17日現在)

## 1) なすべき事

- ①各県から地域JRATの一員として派遣される者は  
「石川JRAT」宛ての領収書を確保・保管  
支援に関わる領収書は必ず保管しておくこと
- ②「**地域JRAT事務局**」は、最終的に派遣者の領収書を回収して、台帳（後ほど、東京本部より発信予定）と共に集約。地域JRATが取りまとめたものを東京中央対策本部（東京本部）に送付する。
- ③「**東京本部**」は、原則最終的な集約を行う。
- ④「東京本部」は、石川JRAT本部に送る。
- ⑤「**石川JRAT**」は、石川県にまとめて請求する。
- ⑥「**石川県**」は、整理したものを内閣府に提出する。

## 2) 費用弁済対象

費用は原則として、出発地からの旅費・宿泊費・医療支援に関わる物品費および人件費。（レンタカー・ガソリン費も請求）

- ・人件費は職種によって異なる可能性あり
- ・領収書が無いものは無効となる（熊本の時に経験あり）

※公的・公立医療機関に勤務する者も同様の流れで請求可能

## 3) 弁済対象外：RRTおよび東京本部支援者

## 4) 補償の対象期間：所在地を出発し、活動後、帰着するまで。

◆石川県は費用弁済の流れに準じて石川JRATからの請求を受け付け、対処することになります